

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書

		※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 名 称		
	所 在 地	〒 電話 — —	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
	(フリガナ) 退 職 金 共 済 事 業 の 責 任 者 氏 名		

所得税法施行令第74条第5項の規定により退職金共済規程の変更承認を受けたいので、この旨申請します。

退職金共済規程を変更しようとする年月日	平成 年 月 日
---------------------	----------

申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。

従前の承認を受けていた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により、特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことはありません。 はい いいえ

申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者^(注1)である理事の数が占める割合^(注1)一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。

- ① その理事の配偶者
- ② その理事の三親等以内の親族
- ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ その理事の使用人
- ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(注2) 理事の状況について、裏面5に記載してください。

理事の総数 (A)

人

「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事(左欄①～⑥)」のグループのうち最も人数が多いグループの人数 (B)

人

$(B \div A) \times 100$

%

(注) 33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。

	項 目	内 容
変 更 の 内 容		
	上記の変更を行うこととする事情等	

税 理 士 署 名 押 印	
---------------	--

※ 税 務 署 処 理 欄	起案	.	.	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 . 却下
	決裁	.	.							通知書	通知年月日
	(摘要)										

(規格 A 4)

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の記載要領等

1 提出部数

この申請書は、2部提出してください。

2 添付書類

この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ1部添付してください。

- ① 変更後及び変更前の規程（条例に基づいて規程が定められているものについては、当該条例）
- ② 一般社団法人又は一般財団法人である場合は、定款の写し
 なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書
- ③ その他参考となる書類

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「名称」、「所在地」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。
- (2) 「変更の内訳」欄には、規程の変更の内容を項目別に簡記してください。
 なお、この欄に記載しきれないときは、適宜別紙を使用して記載してください。
- (3) 「上記の変更を行うこととする事情等」欄には、規程を変更する理由その他参考となる事項を記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- (1) 一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第73条第2項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
- (2) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

5 理事の状況

一連 番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

- (注) 1 「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
 2 「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事〇〇(又は一連番号)の配偶者」と記載してください。
 3 記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。